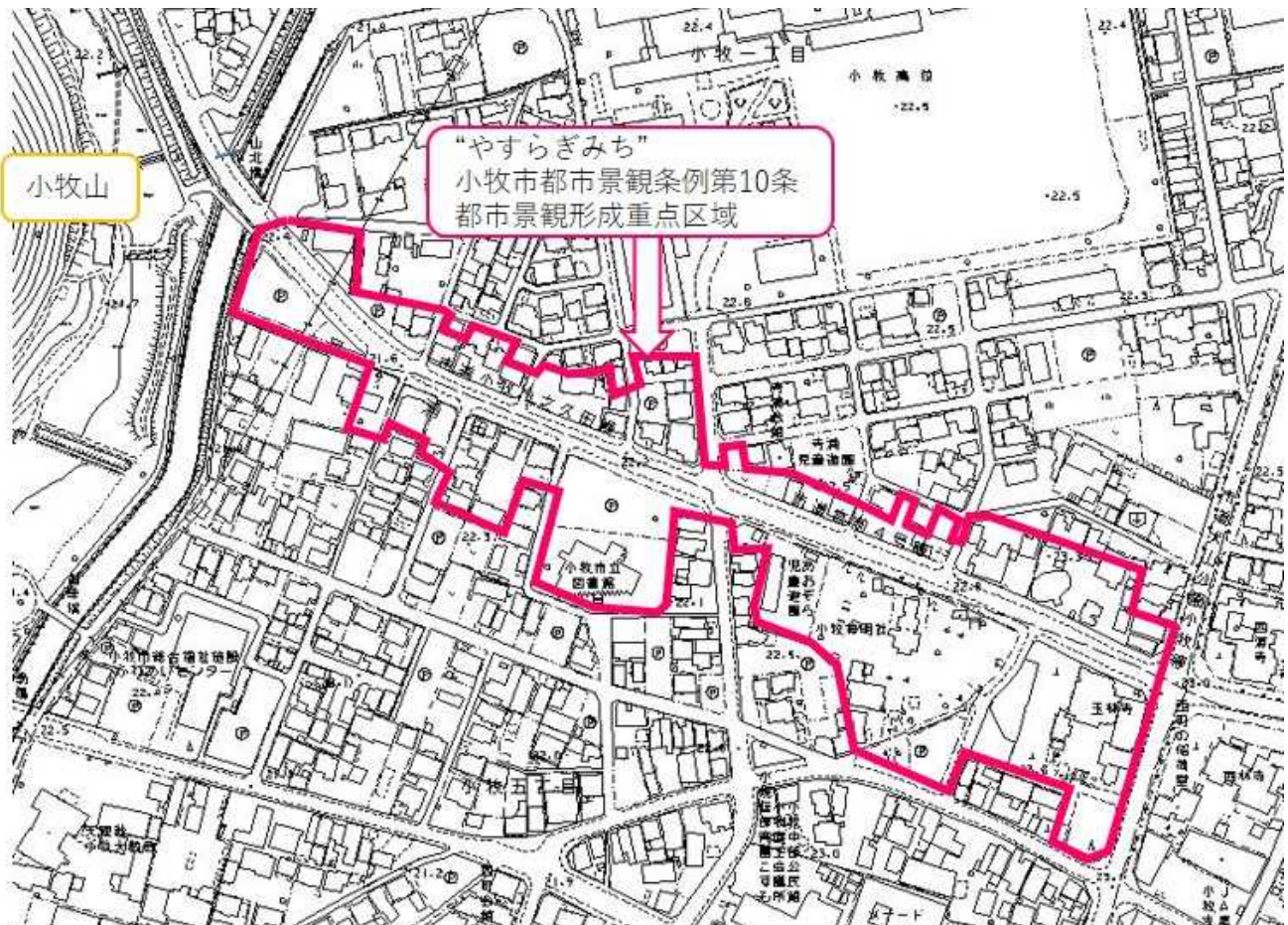


都市景観形成重点区域「やすらぎみち」

小牧市では、都市景観基本計画に定めるところにより、景観形成を重点的に整備する区域を都市景観形成重点区域として指定しています。小牧山へ一直線につながる小牧駅前線は、シンボルロードとして道路及び沿道の修景が進められ、「小牧の顔」を形成しつつあります。この道路は、小牧駅前から「小牧市のシンボル」である小牧山を直線上に眺望でき、小牧市へ訪れる歩行者を導く重要な役割を担っています。そこで、平成15年に道路沿いの一部のエリアについて、史跡や緑豊かな自然環境が残り、歴史・文化の薫る区域を小牧市都市景観形成重点区域に指定し、当該区域を「やすらぎみち」と名づけるとともに、景観づくりの整備計画及び整備基準を策定しております。



小牧山を望む



緑に包まれた神明社

■整備計画:景観づくりの基本方針及び指針

(1)基本目標

小牧の顔と心をつなぐ、歴史的趣と調和した緑豊かなシンボルロード

(2)基本方針

- 小牧山への視線軸（眺望）を守り育ていく景観づくり
- 小牧山へ導くシンボルロードとして歩行者が楽しく快適に歩ける景観づくり
- 歴史的趣と緑豊かな自然環境を後世に伝え残す景観づくり
- 街並みの連坦性を醸し出す景観づくり

(3)公共空間(道路)の景観づくりに関する指針

1)歴史的趣と調和し、緑豊かな自然環境の保全と育成が図られた道づくり

電線類は地中化するとともに、舗装材や街路灯については、歴史的趣と調和したものとします。また、歩車道境界部に街路樹を植栽したり、神明社沿いの現況樹木を保全や利活用を図りながら緑豊かな道路整備を行います。

2)歩行者の安全性が確保された、人に優しい快適な道づくり

歩道部分はゆとりある歩道幅員とし、景観的に優れかつ歩きやすい舗装材を用いたり、舗装パターンを工夫して魅力的な歩行者空間の創出を図ります。また、車道部についても車のスピードを抑制するなどの安全対策を講じた道路整備を行います。

3)人と人、人と街のふれあいの場がある道づくり

歩道内にベンチ等のストリートファニチャーを設置して、ふれあいの場としても利用できるような道路整備を行います。

(4)民有空間(沿道)の景観づくりに関する指針

1)個性と調和による魅力あふれる街づくり

個々の建物の個性を尊重しつつ、個性のなかに調和が図られた景観づくりを行うため、建築物や工作物について整備基準を設けます。

2)訪れた歩行者が住みたくなるような緑豊かな誇らしい街づくり

四季に彩られた、快適で誇りある街をつくるため、花や樹木による緑化の推進を図ります。

3)自らが街に愛着を持ち、優れた景観を維持し高めていく街づくり

街の価値を守り、高めるために地元まちづくり活動の組織化を図ります。

■整備基準:沿道建築物等に対するまちづくりルール

テーマ:緑により連坦した歴史的趣のある街並をつくる。

(1)建築物

- 高さ:4階以上の建築物の壁面は、道路境界より5.0メートル以上後退させる。(3階以下の建築物はこの限りではない。)
- 屋根・庇:屋根の形状、色彩は自由とするが、周囲の景観と調和のとれたものとする。
- 外壁:形状、色調、材料等は周囲の景観と調和のとれたものとし、目立つ色彩は広い面積を占めない箇所に限定し、アクセントとして用いる。

(2)工作物

- 玄関周り・出入り口:形状、色調、材料等は周囲の景観と調和のとれたものとする。
- 門・垣・塀:化粧が施されていないブロック塀の設置は、避けるものとする。また、道路沿いの垣については生垣又は透視性のあるフェンス、高さ1.5メートル以下の塀等を用いるとともに植栽や花壇などを設置して緑化に努める。
- 駐車場:形状、色調、材料等は周囲の景観を著しく損なわないものとする。

(3)その他

- 機械設備:道路などの公共空間から直接見えにくくするとともに、建物本体と調和を図る。
- 屋外広告物:形状、色調、材料等は周囲の景観を著しく損なわないものとする。
- 土地の形質の変更:変更後の土地の形質の状態が周囲の景観と調和のとれたものとする。
- 木竹の伐採及び植栽:地区の景観を支えている木竹は、極力保全に努める。また、敷地面積に余裕があり、前庭が確保できる場合は、周囲の景観と調和する樹木を植栽することが望ましい。

(4)経過

平成13年3月28日小牧市都市景観条例が施行

平成15年4月18日小牧市都市景観形成重点区域の指定(区域をやすらぎみちと称する)

平成22年3月18日小牧市都市景観形成重点区域の変更(市道小牧五丁目14号線の整備に伴う変更)

【都市景観形成重点区域「やすらぎみち」の詳細】

都市景観形成重点区域「やすらぎみち」の詳細については、小牧市のホームページ(以下のURL)より参照いただけます。

http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/toshiseisakubu/toshikeikaku/1/1_1/jyuutennkuiki/index.html

都市景観形成重点区域（やすらぎみち）の届出について（概要）

【根拠法令】

小牧市都市景観条例（平成 13 年 3 月 28 日条例第 15 号）第 13 条

【条例の適用される区域】

都市景観形成重点区域（やすらぎみち）の区域内

【届出が必要となる行為】（条例第 13 条第 1 項）

以下に示す行為をする場合は、届出が必要となります。

- 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な模様替えまたは外壁面の色彩の変更
- 工作物の新設、増設、改造、移設、除却、大規模な模様替えまたは外観の色彩の変更
- 広告物の表示、移転もしくはその内容の変更
- 広告物を掲出する物件の設置、改造、移転もしくは色彩の変更
- 土地の形質の変更
- 木竹の伐採または植栽

※ 仮設建築物の建築等一部届出が不要となる行為がありますので、事前に都市計画課までお問合せください。

【届出】

上記に該当する場合は、行政上の手続きに着手する 4 週間前（行政上の手続きが必要ない行為は、当該行為に着手する 4 週間前）までに、都市計画課に届出が必要となります。

なお、届出は以下の URL よりダウンロードしてください。

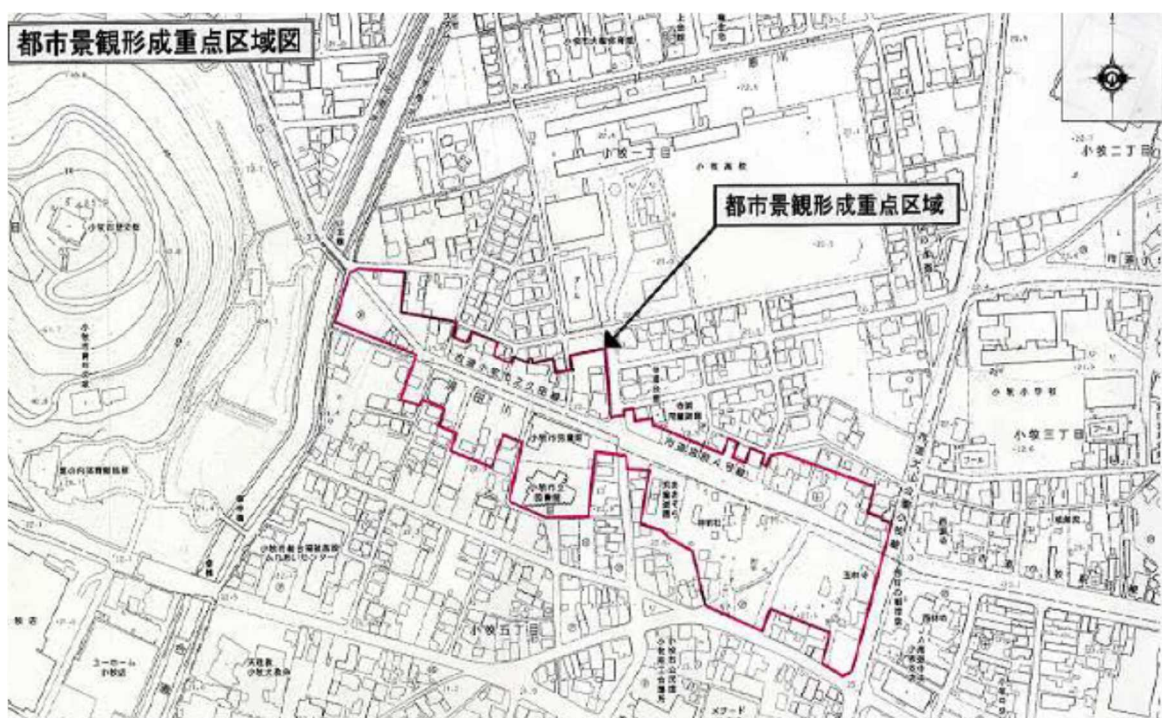
http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/toshiseisakubu/toshikeikaku/1/1_1/jyuutenkuiki/30530.html

問い合わせ先

小牧市役所 都市計画課 都市計画係 電話 0568-76-1155

整備基準：沿道建築物等に対するまちづくりルール

テーマ		緑により連坦した歴史的趣のある街並をつくる
項目		
建築物	高さ	・ 4 階以上の建築物の壁面は、道路境界より 5.0m 以上後退させる。(3 階以下の建築物はこの限りではない)
	屋根・庇	・ 屋根の形状、色彩は自由とするが、周囲の景観と調和のとれたものとする。
	外壁	・ 形状、色調、材料等は周囲の景観と調和のとれたものとし、目立つ色彩は広い面積を占めない箇所に限定し、アクセントとして用いる。
工 作 物	玄関周り 出入口	・ 形状、色調、材料等は周囲の景観と調和のとれたものとする。
	門・垣・塀	・ 化粧が施されていないブロック塀の設置は、避けるものとする。 ・ 道路沿いの垣については生垣又は透視性のあるフェンス、高さ 1.5m 以下の塀等を用いるとともに植栽や花壇などを設置して緑化に努める。
	駐車場	・ 形状、色調、材料等は周囲の景観を著しく損なわないものとする。
機械設備		・ 道路などの公共空間から直接見えにくくするとともに、建物本体と調和を図る。
屋外広告物		・ 形状、色調、材料等は周囲の景観を著しく損なわないものとする。
土地の形質の変更		・ 土地の形質の変更を行うときは、変更後の土地の形質の状態が周囲の景観と調和のとれたものとする。
木竹の伐採及び植栽		・ 地区の景観を支えている木竹は、極力保全に努める。 ・ 敷地面積に余裕があり、前庭が確保できる場合は、周囲の景観と調和する樹木を植栽することが望ましい。



別紙1

都市景観形成重点区域内行為届出書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

届出者 住所
氏名

小牧市都市景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市景観形成重点区域の名称					
行為地の住所・地番					
設計者の住所・氏名		(電話)			
施工者の住所・氏名		(電話)			
行為の種類	1 建物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な模様替え又は外壁面の色彩の変更	主要用途		構造	
			届出部分	届出以外の部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		階数	地上 階、地下 階	高さ	m
		屋根	仕上げ方法	色彩	
		外壁	仕上げ方法	色彩	
	2 工作物の新設、増設、改造、移転、除却、大規模な模様替え又は外観の色彩の変更	種類		構造	
		高さ (地上からの高さ)	m (m)	面積	m ²
		仕上げ方法		色彩	
	3 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更	種類		数量	
		表示面積	m ²	主な表示内容	
		色彩			
	4 土地の形質の変更	行為の面積	m ²		
		施工面積	□切土 □盛土 □その他 ()		
		切土・盛土の高さ	切土 m	盛土 m	
		行為後ののり面の高さ			
	5 木竹の伐採又は植栽	現況木竹面積	m ²	伐採又は植栽の面積	m ²

様式第 1

記載例

都市景観形成重点区域内行為届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 小牧市長

届出者 住所 〇〇市△△町□番地

氏名 〇 〇 〇 〇

小牧市都市景観条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市景観形成重点区域の名称		やすらぎみち				
行為地の住所・地番		小牧市小牧五丁目〇〇番				
設計者の住所・氏名		〇〇市△△町×番地 □□設計事務所 代表取締役 〇〇〇〇 (電話 0000-00-0000)				
施工者の住所・氏名		〇〇市△△町×番地 □□設計事務所 代表取締役 〇〇〇〇 (電話 0000-00-0000)				
行為の種類	1 建物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な模様替え又は外壁面の色彩の変更	主要用途	事務所	構造	鉄骨二階	
		届出部分	届出以外の部分	合計		
		敷地面積	173.26 m ²	m ²	173.26 m ²	
		建築面積	65.51 m ²	m ²	65.51 m ²	
		延べ面積	113.97 m ²	m ²	113.97 m ²	
		階数	地上 2 階、地下 0 階		高さ	7.396 m
		屋根	仕上げ方法	折板葺	色彩	シルバー
		外壁	仕上げ方法	ALC 板	色彩	ホワイト
	2 工作物の新設、増設、改造、移転、除却、大規模な模様替え又は外観の色彩の変更	種類	メッシュフェンス	構造	アルミ	
		高さ (地上からの高さ)	1.2 m (1.2 m)	面積	m ²	
		仕上げ方法	塗装	色彩	グリーン	
	3 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更	種類		数量		
		表示面積	m ²	主な表示内容		
		色彩				
	4 土地の形質の変更	行為の面積				m ²
		施工面積	<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		切土・盛土の高さ	切土	m	盛土	m
		行為後ののり面の高さ				
	5 木竹の伐採又は植栽	現況木竹面積	m ²	伐採又は植栽の面積	m ²	
		伐採又は植栽の樹種等	樹種		樹高	m
伐採又は植栽の数量		<input type="checkbox"/> 皆伐 (本) <input type="checkbox"/> 択伐 (本) <input type="checkbox"/> 植栽 (本)				
着手予定年月日	令和〇〇年〇月〇日	完了予定年月日	令和〇〇年〇月〇日			

(注) 1 届出をしようとする行為の種類番号に○印を付けてください。

2 該当する□の中にレ印を付けてください。

2020/06/17 都市計画課

都市景観団体の認定について

小牧市景観条例 19 条第 1 項及び小牧市都市景観条例施行規則に基づき、下記団体を新たに認定しました。

【経緯】

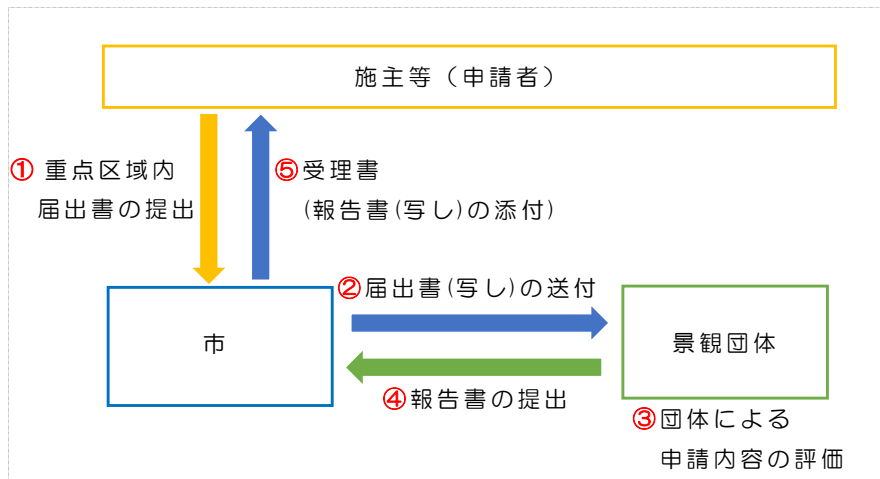
条例に基づく認定景観団体として平成 15 年 4 月より「やすらぎみち協議会」が活動していたが、会員の景観に対する意識の醸成や協議会における当初の目的を達成できたため、平成 26 年 3 月に解散しました。その後、景観団体は存在しませんでした。今回、地元でアダプトなどゴミ拾い活動に携わっている寺浦グリーンクラブの中でやすらぎみちの景観に関する機運が高まり、寺浦グリーンクラブを中心として西町区役員、寺浦区役員、神明社氏子総代、御林稲荷代表世話人、玉林寺住職などを会員とした都市景観形成重点地域の景観を守る会（通称：やすらぎみちの景観を守る会）が令和 2 年 5 月 31 日に発足し、令和 2 年 6 月 1 日付け認定申請があり同年 6 月 12 日付で景観団体の認定をしたものであります。

団体名：都市景観形成重点地域の景観を守る会

（通称：やすらぎみちの景観を守る会）

会 長：日比野 例

◆都市景観形成重点区域（やすらぎみち）内で建築物・工作物・塀などの整備を行う場合の流れ



第 19 条 市長は、一定の地域における景観形成を図ることを目的として組織された団体で、次に掲げる要件に該当するものを都市景観団体(以下「景観団体」という。)として認定することができる。

- (1) 地域における景観形成に有効と認められる活動を行うものであること。
- (2) 地域の多数の住民に支持されていると認められる活動を行うものであること。
- (3) 関係者の所有権その他の財産権を不当に制限する活動を行わないこと。
- (4) 規則で定める事項を規定する規約を定めていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に対し認定の申請をしなければならない。